

セミナー参加報告

(H. 30. 10. 15)

市議会議員 松崎正和

主催	地方議員研究会
日時	10月10日(水) 10時～16時30分
場所	名古屋ダイヤビルディング1号館3階
テーマ	議員が知っておくべき財政の話
対応者 (講師)	程岡俊和 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社常務理事 兼 事務局長

概要

◆地方財政計画

平成30年度地方財政対策のポイント

総務省自治財務局 平成29年12月22日

1. 通常区分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費や「まち・ひと・しごと」創生事業費1.0兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保。
- ・清算減(平成28年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について16.0兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比0.1兆円抑制。

(2) 公共施設等の適正管理の推進

- ・公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加する等内容を拡充するとともに、事業費を増加し、0.5兆円を計上(前年度比+0.1兆円)。

(3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

- ・平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度比0.2兆円)を廃止。

2. 東日本大震災分

震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業の財源として震災復興特別交付税 0.4 兆円（前年度比同額）を確保。

◆ 地方交付税

1. 地方交付税の性格

● 地方団体の固有財源

地方交付税は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税。

● 地方の一般財源

用途は地方団体の判断に任されており、国が用途を限定したり、条件を付けたりすることは禁止されている。（この点で国庫補助金と異なる）

<一般財源＝用途に制限のない財源。地方交付税の他には地方税や地方譲与税など>

● 国と地方の税源配分を補完

国と地方の歳出面での割合は約 2 : 3 で地方の方が相対的に大きいのに対し、国税と地方税の比率は約 3 : 2 となっており、地方に分配されている税収の方が相対的に小さい。このギャップを国と地方で財源配分し補完。

2. 地方交付税の総額

● 国税四税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合と地方法人税の全額

・ 法定率分

所得税の 33.1% + 法人税の 33.1% + 消費税の 22.3% + 酒税の 50% + 地方法人税の全額

・ 特例加算分

上記の合算額が、必要な額に足りない場合に特例措置としてやりくり。（国の一般会計からの上乗せ等）

3. 地方交付税の種類

● 普通交付税

客観的、機械的に算定され財源不足団体に対して、4月、6月、9月、11月の4回に分けて交付（交付税総額の 94%）

● 特別交付税

- ・ 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付（交付税総額の 6%）
- ・ 普通交付税の算定期日後に生じた災害への対処など普通交付税を補完

- ・ 1 2 月、3 月の 2 回に分けて交付

※平成 2 8 年度以降、特別交付税の割合が段階的に 4 % へ移行されることとなっていたが、災害の多発、多様化により災害関連経費が多額に生じていること等から、平成 2 8 年度以降も現行の割合（6 %）を当分の間維持することとなっている。

●**震災復興特別交付税**

東日本大震災により生じた特別な需要または減収した分に対し交付

◆**臨時財政対策債**

- ・ 平成 1 3 年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補てんするために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債。
- ・ 臨時財政対策債の元利償還金相当額の 100% を後年度基準財政需要額に算入
- ・ 地方交付税と考えるか地方債と考えるか、制度化（平成 1 3 年度）からまもなく 2 0 年経過、100% 算入は本当か。

以 上